

令和2年5月13日

資料提供

問い合わせ先

環境生活総務課 環境計画班  
菅野、寺野、石井（内線2673）  
（直通）073-441-2674

## 和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例に基づき 太陽光発電事業計画（和歌山市江南地区）の縦覧等を開始します

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例に基づき、太陽光発電事業計画等について、下記のとおり縦覧等を開始しますのでお知らせします。

また、縦覧期間中において、利害関係を有する方は環境の保全上及び災害の発生の防止上の見地から意見を提出することができますので併せてお知らせします。

### 記

#### 1 太陽光発電事業の概要

事業者	合同会社アジアパワー
事業の名称	江南発電所
事業区域の所在地	和歌山市江南字東山582番の一部
事業の規模	1,200kW (9,868m <sup>2</sup> )

#### 2 縦覧及び意見募集期間等

令和2年5月13日（水） から 令和2年6月15日（月） まで

#### 3 縦覧場所等

縦覧場所	縦覧時間	縦覧できない日
和歌山県庁 環境生活総務課（県庁本館4階） 和歌山市小松原通1-1 TEL：073-441-2674	9:00~17:45	土、日
和歌山市役所 安原支所 和歌山市桑山38-1 TEL：073-479-0001	9:00~17:00	土、日

#### 4 意見提出方法

各縦覧場所に意見書用紙を設置しています。また、県環境生活総務課のホームページから意見書用紙のダウンロードができます。

意見提出方法	提出先等
直接提出 (縦覧可能な日時のみ)	県環境生活総務課
郵 送	県環境生活総務課 (当日必着)
F A X	073-433-3590 (県環境生活総務課)
電子メール	e0320003@pref.wakayama.lg.jp (県環境生活総務課)

※和歌山市役所安原支所（縦覧場所）で意見書を直接提出することはできません。

## 5 ホームページでの情報提供

下記ホームページにて、本条例の詳細等の情報を確認することができます。

和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例（和歌山県環境生活総務課）  
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/032000/taiyokojorei/gaiyo.html>

## 6 その他

(1) 太陽光発電事業の計画等については、事業者により公表されています。

〔 計画概要：合同会社アジアパワーホームページに掲載  
 計画書一式：県環境生活総務課 〕

(2) 縦覧場所では「密集」や「密接」などの「密」を避けるようにしてください。  
 (新型コロナウイルス感染症対策)